

令和7年1回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 令和7年1月30日（木）午前10時50分

2. 開 会 令和7年1月30日（木）午前10時50分

3. 閉 会 令和7年1月30日（木）午前11時45分

4. 出席委員 北田 千秋教育長
長谷川 深雪教育長職務代理者
伊丹 香寿美委員
中山 尚美委員
般谷 恵秀委員
甲斐 健委員
秋山 深幸委員

5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 学校教育部長・内山美智子
学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・井上成博 学校教育
部次長・本多章博 生涯学習推進部次長・堤下栄基 教育総務
室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・大隅昌之 指導課長・
花田睦美 まなび未来課長・出村公一 学校給食センター所長・
西口香苗 青少年育成課長・真鍋成史 社会教育課長（文化財）・
福田道正 図書館長・近田恵美 教育総務室係長

6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名
日程 2 会議時間決定
日程 3 議案第 1号 交野市立学校施設使用条例の一部を
改正する条例に対する意見を市長に
申し出ることについて
議案第 2号 交野市教育委員会事務局組織規則の
一部を改正する規則について
議案第 3号 交野市社会教育指導員規則等を廃止
する規則について

議案第 4号 交野市教育委員会表彰規程等の一部を
改正する規程について

議案第 5号 交野市立義務教育諸学校教科用図書選
定委員会条例の一部を改正する条例
に対する意見を市長に申し出ることにつ
いて

議案第 6号 交野市教育委員会教育長に対する事務
委任規則等の一部を改正する規則につ
いて

議案第 7号 交野市学校教育ビジョンの策定につ
いて

議案第 8号 教職員人事について

7. 議事内容

北田教育長 ではまず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。
会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会
会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよ
ろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、中山委員お願いします。
次に、日程2「会議時間 決定」を議題といたします。
会議時間 決定につきましても、教育長一任とさせていただ
いてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、ただ今から午前11時15分までと
いたします。
それでは、まず議案 第1号「交野市立学校施設使用条例の一

部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。所管課より、説明願います。

草野課長

「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」ご説明させていただきます。

交野市立の小中学校施設の使用に関しましては、「交野市立学校施設使用条例」にて使用料が定められております。お手元の新旧対照表を併せてご覧ください。

今般、交野市立交野みらい学園が竣工し、令和 7 年 4 月に開校を迎えることから、現在の学校施設使用条例に新たに施設を加える必要があります。

現在の条例の末に別表と備考があり、屋内運動場と屋外運動場の使用料が定められているのですが、交野市立交野みらい学園は、屋内運動場の大きさが他の学校と異なったり、多目的ホールがあつたりと他の学校とは異なる料金体系となります。そのため、従来の料金表を別表第 1 として、交野市立交野みらい学園用に新たに別表第 2 を加えるものになります。

具体的な料金に関しましては、令和 6 年 10 月 16 日に行いました、「交野市使用料等審査委員会」にて審査いただいたものであります。具体的には、屋内運動場の使用料金と空調設備の使用料金は 2 倍、多目的ホールの使用料と空調設備の使用料は既存の学校の屋内運動場と同額、屋外運動場も既存の学校と同額となります。施行日につきましては令和 7 年 4 月 1 日とさせていただきますと考えております。

以上、交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。

11 月の教育委員会定例会では、みらい学園以外の交野市立小・

中学校の施設使用料ということで空調料が 1 時間 500 円等をご検討いただきましたが、今回は交野みらい学園の空調料、施設使用料ということで、みらい学園はメインアリーナが他校の倍ありますので 2 倍ということも含めて条例の改正をという説明がありました。

では、質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊丹委員 この規定を見る限りは想定されていないと思いますが、メインアリーナは広いので半分ずつ借りたいというケースは今回は想定されていないと思うので、今後、検討の余地はありますか。

草野課長 施設使用料等審査委員会でも同様の意見が上がりました。確かに面積が 2 倍で、真ん中にはネットで仕切れるような設備はしておりますが、空調の問題が解決できないことと入り口が一か所であるという事から当面の間は半面貸しは考えておりません。
今後、検討の余地はあるかと思います。

北田教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 ないようでしたら、お諮りします。
議案第 1 号「交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」原案のとおり「市長に申し出ること」にご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり市長に申し出ることといたします。
次に、議案第 2 号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則について」を議題といたします。

令和 6 年の 12 月交野市議会で条例改正が議決され、令和 7 年度から生涯学習部門の大部分が教育委員会から市長部局へ移管されます。それに伴い、議会の議決が必要な条例改正や教育委員会の議決が必要な規則・規程の改正を行わなければなりません。

この議案第 2 号から第 5 号までは、そのための議案であることをあらかじめお伝えいたします。

では、議案第 2 号について担当課から説明願います。

堤下室長代理

「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」の改正について、提案理由をご説明させていただきます。

規則改正を行います理由といたしまして、令和 7 年 4 月 1 日から生涯学習部門が市長部局に移管されること、また、教育委員会事務局の組織改編を行うため、規則の改正を行うものです。

資料の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容としましては、第 2 条の右側、旧に記載しております教育総務室と学校教育部を新の教育総務部と教育指導部への改編及び生涯学習推進部の削除を行います。

部・室としましては、教育総務室をなくし、教育総務企画課とし、教育総務部とします。まなび舎整備課は係の変更を行います。

学務保健課は、まなび支援課とします。指導課につきましては、教育指導部の学校教育課とする改正でございます。まなび未来課につきましては、業務を他の課で行うこととし、廃止するものです。

新旧対照表 2 ページをご覧ください。教育総務企画課では、現行の教育総務室の分掌事務に加え、まなび未来課所管の学校の適正規模や学務保健課の通学区域の設定、また、社会教育課所管の地域学校協働本部に関することなどを所管事務として加えるものです。

新旧対照表 3 ページをご覧ください。まなび舎整備課は、一部文言の変更はありますが、事務分掌は変更ございません。

まなび支援課、現行の学務保健課ですが、現行の旧アからキがなくなり、次に4ページのとおり、まなび未来課の学校 ICT 機器の整備及び管理に関することや教育ネットワークシステムに関することを所管事務として加えております。

学校教育課、現行の指導課ですが、現行の事務文書に加え、学務保健課が所管しておりました児童・生徒の学齢簿や転出入の異動、学級編成に関することなどミからリを新たに所管事務として加えるものです。

5ページ右側、まなび未来課につきましては、課をなくし業務については、他課が行うこととするものです。

生涯学習推進部につきましては、市長部局に業務が移管されることから、新旧対照表5ページ以降にありますとおり、規定を削るものです。

以上が交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の提案理由となります。

何卒ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋山委員

6 ページ、今後、スポーツ青少年課が担うこととなる家庭教育に関することと、職業教育に関することですが、学校との連携が非常に重要になってくるのではないかと思うので、この教育委員会の中のどこの課が連携にあたるかということで、学校教育課に家庭教育に関することと職業教育に関することを入れて、少し明確化する必要があるのではないかと感じましたがいかがでしょうか。

北田教育長

個別のことをゆっていくときりがないと思います。ただ秋山委員がおっしゃるように、生涯学習部門が市長部局に移管するから学校との連携は総合教育会議でもこれに限らず委員の方から出ていましたので、そこはどの課がこの文章ではなくて、学校教育

ということと、社会教育家庭教育ということは教育委員会としても放課後児童会も含めて連携はしないといけないところですので、そこはうちの課は関係ないとか違って教育委員会として必要なのでしないといけないと思います。

他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑がないようでしたら、お諮りします。

議案第２号「交野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号「交野市社会教育指導員規則等を廃止する規則について」を議題といたします。

担当課、説明願います。

堤下室長代理 「交野市社会教育指導員規則等を廃止する規則」について、提案理由をご説明させていただきます。

現在、議案書に、あげております廃止対象となる教育委員会規則につきましては、所管が生涯学習推進部のものであり、令和７年４月１日から生涯学習部門が市長部局に移管されますことから、教育委員会で定めている１２本の規則を廃止するものでございます。

なお、廃止する規則につきましては、市長が定める規則として、制定される予定でございます。

以上が交野市社会教育指導員規則等を廃止する規則の提案理

由となります。

何卒ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。

12 本の規則は、教育委員会の規則としては廃止されますが、同様の規則について、今度は市長部局として制定される予定ということです。

では、質疑に入ります。質疑はありますか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑がないようでしたら、お諮りします。

議案第3号「交野市社会教育指導員規則等を廃止する規則について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし。

北田教育長

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「交野市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について」を議題といたします。

担当課、説明願います。

堤下室長代理

「交野市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程」について、提案理由をご説明させていただきます。

今回、改正を行いますのは、「交野市教育委員会表彰規程」、「交野市教育委員会事務決裁規程」及び「交野市教育委員会文書取り扱い規程」の3つの規定でございます。

規程改正を行います理由といたしまして、先ほどの事務局組織規則同様、令和7年4月1日から生涯学習部門が市長部局に移管されること、また、教育委員会事務局の組織改編を行うことから、

規程の改正を行うものです。

新旧対象表 1 ページをご覧ください。

1 つ目の「交野市教育委員会表彰規程」では、教育委員会が同規程に定められている者を表彰することができるとされておりますが、第 3 条第 2 号に、「社会教育、体育等の文化活動において特に優秀な成績をあげたもの」という規定がございます。社会教育、体育及び文化活動に関する担当部局が市長部局となることから、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とするものです。

2 つ目の「交野市教育委員会事務決裁規程」では、事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的に制定されていますが、第 4 条において部長及び課長が専決することができる共通の専決事項は、交野市の事務決裁規程に準じること、その他の個別の専決事項は本規程の別表に定めるとされております。

今般の事務局組織改編に伴い、現行の教育総務部、学校教育部、生涯学習推進部の部長及び課長の専決について、教育総務部及び教育指導部に振り分けるとともに、生涯学習推進部に関する事項の削除を行いました。

なお、新旧対照表 4 ページの右側、旧学校教育部の 14 号ですが、教職員の保健については、教育総務部へ、その他の安全、厚生及び福利については教育指導部となりますので、それぞれに振り分けを行っております。それ以外の項目につきましてはそれぞれの部に振り分けしております。

3 つ目の「交野市教育委員会文書取扱規程」では、教育委員会事務局各課等が文書を発送するときの文書の表示記号が別表に定められております。

新旧対象表 7 ページをご覧ください。各課等が文書を発送する際に用いる文書記号を改めるものです。

なお、生涯学習推進部につきましては、市長部局へ移管されることから、削除いたします。

以上、交野市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程の提案理由でございます

何卒ご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑がないようでしたら、お諮りします。
議案第4号「交野市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて」を議題といたします。

担当課、説明願います。

大隅課長 令和7年4月1日付での機構改革により、交野市教育委員会事務局「学校教育部」の名称が「教育指導部」に変更されることを受けまして、条例の一部を改正する意見について市長に申し出るものでございます。指導課で担当いたします3つの条例が対象となります。

1つ目、「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例」でございます。こちらは原則4年に一度改正されます小・中学校の教科書の切り替えを受けまして、調査をする委員会が指摘するものでございます。2つ目、「交野市いじめ問題対策連絡協議会条例」でございます。こちらについては、年2回定例で開催をしている連絡協議会になります。交野市のいじめの現状や対策について交野市の人権担当部局、子育て支援課、指導課また警察や地方

子ども家庭センターからも、委員としておいでいただいて開催しているものでございます。3つ目、「交野市立学校いじめ対策審議会条例」でございます。こちらは必要に応じて招集するというものでございます。学識や心理、福祉、人権の専門科また弁護士等を交えて調査をするという者でございますが、いじめの重大事態が生起した際に召集することもございます。子どもたちの生命や教師の健康が著しく損なわれた場合、またいじめを理由として欠席するなどの重大な事態が生起した際に召集するというものでございます。以上の3つの条例一部改正に関する意見について、市長に申し出るものです。

北田教育長

説明が終わりました。

交野市教育委員会事務局「学校教育部」の名称が「教育指導部」に変更されることに伴い、交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例中の文言の改正をするものです。

一点質問します。議案の題名ですが、選定委員会条例の一部を改正とありますが、例えば、他の議案なら、今なら3本の条例がありますが、等が付いていると思いますが、等はいらないんですか。

大湾教育次長

これにつきましては、等の場合はそれぞれが条立てて変えていくんですが、これは附則で変えるかたちになりますので。

北田教育長

わかりました。

では、質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑がないようでしたら、お諮りします。

議案第5号「交野市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例」に対する意見を市長に申し出ること

ついて」原案のとおり「市長に申し出ること」にご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり「市長に申し出ること」といたします。

次に、議案第6号「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

担当課、説明願います。

堤下室長代理 「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則」の改正について、提案理由をご説明させていただきます。

今回、改正を行いますのは、「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」を含む5つの規則でございます。

規則改正を行います理由といたしまして、令和7年4月から交野みらい学園が開校されますことによる規則改正を行うものでございます。

施行日は令和7年4月1日からとなります。改正する内容については、大きく2点ございます。

1点目は、現在の規定では「小学校及び中学校」となっているものについて、「義務教育学校」を追加すること。

2点目は、「校長及び教頭」と規定されているものについて「副校長」を追加することが主な改正でございます。

新旧対象表をご覧ください。

1つ目の規則「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」では、「校長及び教頭」に関する規定に「副校長」を追加する改正となります。

2つ目の規則「交野市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」では、「義務教育学校」を追加する改正と

なります。

3つ目の規則「交野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」では、題名を含みますが、「義務教育学校」を追加する改正、また、第3条の5として副校長の規定を新たに追加しております。第4条においては、小学校、中学校とそれぞれ記載されておりますが、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程を含むという言葉を追加する改正となります。その他文言の整理を行っております。

4つ目の規則「交野市学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則」は、「義務教育学校」を追加する改正となります。

5つ目の規則「交野市立学校施設使用料条例施行規則」は、「義務教育学校」を追加する改正及び様式に規定されている様式第2号「学校施設使用許可証」の注意部分に以前の所管課である学校管理課が規定されておりますので、まなび舎整備課に改正するものです。

以上が「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等一部を改正する規則」の提案理由となります。

何卒ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長

説明が終わりました。

令和7年4月の義務教育学校である交野みらい学園開校に伴い、交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則はじめ5つの規則の改正をご審議いただくものです

質疑に入ります。質疑はありませんか。

各委員

質疑なし。

北田教育長

質疑がないようでしたら、お諮りします。

議案第6号「交野市教育委員会教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「交野市学校教育ビジョンの策定について」を議題といたします。

担当課、説明願います。

堤下室長代理 「交野市学校教育ビジョンの策定について」、ご説明させていただきます。

学校教育ビジョンは、学校教育における教育振興基本計画に準じる計画として、中期的な取組みの方向性を示す計画として、策定するものです。

11月の教育委員会協議会にて、パブリックコメントを行う前に、素案のご報告をさせていただいたものでございます。

今般、パブリックコメントが終了し、諮問を行ってありました学校教育審議会より答申がありましたので、成案とするため教育委員会に提出し、承認を求めるものでございます。

パブリックコメントにつきましては、令和6年11月27日から12月26日までの1か月間行い、2名の方から7件のご意見がございました。

パブリックコメント手続結果概要をご覧ください。

パブリックコメントにつきましては昨年の11月27日から12月26日まで約1か月間行いました。2名方からご意見がございました。7件の内学校教育ビジョン全般に関する意見が3件、施策の柱、基本施策等に関する意見が3件、その他の意見が1件でございました。

パブリックコメント意見等に関して簡単に説明させていただきます。

1つ目、「情（こころ）」に関すること」に関しまして、「全体

を通して感じましたが、人に寄り添う気持ちを持つことは明文化されていますが、【自分の気持ち】をまずは大事にできるよう、もっと明文化してほしい」という意見です。教育委員会の考え方といたしましては、「学校教育活動全体の中で、自己及び他者の人権を守ろうとする実践的な行動による意識の向上や自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動できるよう育んでいきたい」と考えております。

2 目、9 年間教育という言葉の仕様については評価をいただいております。こちらについてはご意見としていただいております。

3 目、「めざす子ども像」について、「「めざす子ども像」から食い違う行動をした場合は指導するという印象を受ける」というご意見です。

こちらについては、「めざす子ども像については、学校・家庭・地域が子どもたちの姿に寄り添いながら同じ方向を向き、ともに地域の子どもたちを育てていくことをめざす」という考えを示させていただきます。

4 目、「確かな学びが実感できる学校について」は、「学びや探求することを想像し、学力ということになると学力テストや数値化のイメージがある。」この方の意見として、「テストはいらぬ」等のご意見がございました。考え方といたしましては、「施策の柱、確かな学びが実感できる学校、では、子どもたちの探求や基礎的、基本的な力、学力をフォーカスしているものです。」という考え方を示させていただきます。

5 目、「読書活動の充実」について、「良いと思います」とのご意見ですが、「読書の環境づくりが大切」というご意見も併せていただいております。また、タブレットに関しましては「読書活動を遮るもの」と考えます。という考えを示されております。考え方といたしましては、「読書環境の整備又は充実を図る」とこととしています。

6 点目、「学校給食に関すること」について、地場産物と米飯給

食について喜ばれていること、また要望として「お塩を自然塩に変えてほしい」、牛乳については「変えてほしい」とのご意見でしたので、「自然塩への変更は考えていない」こと、「牛乳の提供は続けること」を示させていただいております

7件のご意見がございましたが、学校教育ビジョン（案）への反映はございません。

ですので、内容については、11 月から基本的に変わるところはございません。字句修正等を行った程度の変更は行っております。

掲載している写真やイラストについては、それぞれ内容に関連するものを掲載しています。

表紙につきましては、学校教育ビジョンが交野市の教育の指針となることから、小中学校及び義務教育学校の校章を並べております。

また、今回新たに表紙うらの「はじめに」部分について、教育委員会の言葉として「初めに」として掲載しております。

第 1 章からの内容につきましては、第 1 章では、学校教育ビジョンの基本的な考え方として、「学校教育ビジョンの背景」「計画の期間」「学校教育ビジョンのこれまでの取り組み」を掲載しています。

第 2 章では、交野の学校教育がめざすものとして、「基本目標」「学校教育の将来像」を掲載しています。

第 3 章では、学校教育ビジョンの展開として、「施策の柱」「基本施策」並びに計画期間に行っていく「施策」について掲載しています。

36 ページからは用語解説を掲載しています。

学校教育ビジョンの策定については、以上です。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

北田教育長

説明が終わりました。

12 月の協議会で交野市学校教育ビジョンの素案を教育委員の

皆さんへ報告し、ご質問やご意見をいただきました。その後パブリックコメントを実施し、議会の所管事務調査も終了いたしました。が、細かな字句の訂正等はあるにしても内容の変更はありません。

では、質疑に入ります。質疑はありませんか。

中山委員

文言のことですが、18ページ、確かな学びが実感できる学校の3番目ですが、グローバル社会・イノベーションを担う、の後に抜けているので入れていただけたらと思います。

10ページ、先ほど般谷委員がおっしゃっていた、子ども像に関して、負けない心というニュアンスが反映出来たらよかったのかなという意見です。

北田教育長

語句の訂正の方は願いたします。

負けない心という部分は学校教育審議会でも審議で上がっていましたがなかなか難しいんですけども、先ほど申し上げた、はじめにのところの4段落目のところで「9年間教育では…」というところがあって、「困難な課題もたくましくしなやかに乗り越えることが出来る」というあたりで、子どもたちに先ほど般谷委員がおっしゃったように、一度倒れても起き上がると言いますか、たくましくしなやかになってほしいというあたりはありますので、このへんは先ほどのアクションプランも含めて学校の方にきっちりしていただきたいと思います。

他にいかがでしょう。

長谷川教育長職務代理者

語句の訂正や構成的な点に気づきましたのでお伝えします。1ページ、3段落目「止まらず（とどまらず）と読まれると思いますが、この漢字で間違った読み方をされる可能性があるので、ここはひらがな表記の方がいいのかなという気がしますので一度ご検討いただけたらと思います。

21ページ、上の囲いの中です。「すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう居場所づくり行うとともに、」になっていますが、

多分「居場所づくりを行うとともに、」と「を」が入ると思っています。一度ご確認ください。

23ページ、「歴史と伝統文化に関する学習」ここの3行の文章が不明確と思います。「市内小学校及び義務教育前期課程においては…継続実施し、」の後ですが、また「市内小学校及び…」、今度は「義務教育学校においては前期課程へ…」という置き換えになっているんですが、2行目と対象が同じなのであれば揃えられるのではないかと思います。一度ご確認くださいと思います。

北田教育長 語句の修正をお願いします。
他にいかがでしょう。

長谷川教育長職務代理者 表紙はどなたが考えられたのか、素晴らしいと思いました。

北田教育長 おほめのお言葉をいただきました。
他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑がないようでしたら、お諮りします。
議案第7号「交野市学校教育ビジョンの策定について」原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次の議案第8号につきましては、冒頭で申し上げましたように、人事案件のため、非公開とすることとなります。

そのため、関連の職員だけ残っていただいて他の職員はご退室

をお願いします。

それでは、議案第 8 号「教職員人事について」を議題といたします。

担当課、説明願います。

【非公開】

北田教育長 議案第 8 号「教職員人事について」原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可
決されました。

以上をもちまして令和 7 年第 1 回教育委員会定例会の案件全
てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第 20 条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 _____

委 員 _____